

## Press Release

### スラップ対抗訴訟の記者会見ご案内 「中野昌宏教授が世耕弘成大臣（当時）からのスラップ訴訟（恫喝訴訟） に対してスラップ対抗訴訟を提訴」

2020年9月18日

報道関係者各位

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階  
東京共同法律事務所  
電話 03(3341)3133  
FAX 03(3355)0445  
弁護士 海 渡 雄 一  
同 小 川 隆 太 郎

いつもお世話になっております。9月25日に中野昌宏教授を反訴原告として、世耕弘成議員に対して、スラップ対抗訴訟を反訴として提起します。当該訴訟について以下のとおり、記者会見を行いますので是非ご参加下さい。

1. 日時 9月25日（金曜）11時15分
2. 場所 司法記者クラブ  
※非登録のジャーナリストは記者クラブに事前に連絡して下さい。
3. 登壇者 反訴原告 中野昌宏（青山学院大学教授）  
上記代理人 海渡雄一（弁護士）  
小川隆太郎（弁護士）  
支援者 新倉修（青山学院大学名誉教授・弁護士）

#### 第1 事件の概要

- 1 菅政権においても参議院自民党幹事長の続投が決まった世耕弘成経済産業大臣（当時。以下「世耕大臣」という。）が、令和元年8月30日、社会理論・社会哲学の研究者である中野昌宏教授（青山学院大学）に対して、中野教授がツイッターに投稿した2つのツイートが、世耕大臣の名誉を毀損したとして、金150万円の損害賠償と投稿記事の削除、謝罪文のツイッター投稿等を求めて、東京地方裁判所に

提訴した。

問題とされた2つのツイートは、平成30年2月11日付の「世耕弘成は原理研究会（統一教会）出身だそうですね。日本会議とシームレスにつながる。」（投稿ツイート①<sup>1)</sup>）、および「世耕が原理なの、けっこうみんな知らないのな。」（投稿ツイート②<sup>2)</sup>）である。

2 世耕大臣は、これら2つの投稿ツイートは中野教授が「世耕大臣が原理研究会に所属していたとの事実を摘示するもの」だと主張している。そして原理研は、統一教会の関連団体であり、「原理研や統一教会に対して、反社会的な団体であるとの印象を抱く者が少なくない。」（訴状ママ）ので、投稿ツイート①及び②により世耕大臣の社会的評価を低下させたという議論を展開している。

3 しかし、これら2つの投稿ツイートは、そもそも「世耕大臣が原理研究会に所属していたとの事実を摘示するもの」ではない。

これら2つのツイートについて、まず、投稿ツイート①で、中野教授は、社会理論・社会哲学の研究者の立場から、世耕大臣が、「統一教会（現在は世界平和統一家庭連合と改名）」、統一教会の学生組織とされる「原理研究会」、及び統一教会の関連団体である「国際勝共連合」と類似した政治思想を有しているということを前提として、世耕大臣の政治思想からすれば、世耕大臣が原理研・統一教会の出身であると言われても不合理ではないという論評、さらに世耕大臣の政治思想は日本会議の政治思想とも類似しているという論評を行っている。

投稿ツイート②も、中野教授は、同じく世耕大臣が原理研・統一教会と類似した政治思想を有していることを前提に、社会理論・社会哲学の研究者の立場から、西脇氏のツイートに対して驚いた反応を示す人が多い背景として、世耕大臣のそのような政治思想について多くの人が知らないからだということを示したものである。

いずれのツイートも、中野教授は、世耕大臣が実際に原理研出身者であるかどうかという事実関係は扱っておらず、世耕大臣が原理研出身者であるとの言論が社会でなされているという事実を前提として、世耕大臣が原理研・統一教会と類似した

---

<sup>1</sup> 投稿ツイート①は、他のユーザーが、2012年7月12日付東洋経済オンライン記事「生活保護の給付水準下げ自立意欲高める、権利の制限は仕方ない」における、生活保護受給者に関する世耕大臣の主張に対して、「世耕弘成が、生活保護受給者はフルスペックの人権は制限されるべきだとの主張をしている。基本的人権の否定であり、明らかに憲法尊重擁護義務違反だ。ただちに経産大臣および国会議員を辞職すべき。」と投稿したツイートを引用したツイートであった。

<sup>2</sup> 投稿ツイート②は、別の他のユーザーによる、「へーいいのかい。元早稲田原理研会長さん。」とのツイートに対して驚きのコメントを寄せるユーザーが多くいたことを受けて書かれたエアリップ（参照先を明示しないまま自分のツイートとして書く方法）であった。

政治思想を有していることがその原因であるとの分析（論評）を示しているに過ぎない。

## 第2 世耕大臣からの上記名誉毀損訴訟は、言論の自由を抑圧するスラップ訴訟であること

1 中野教授は、本件各投稿ツイートにおいて、世耕大臣が実際に学生時代に原理研に関係していたかどうかということではなく、現職の国会議員である世耕大臣の現在の政治思想が、反人権的な統一教会ないし原理研の政治思想と類似していることを前提として、世耕大臣の大臣あるいは国会議員としての適格性について、広く社会に対して問題提起を行ったのであるから、本件各投稿ツイートは公共の利害に関する内容であり、公益を図る目的であった。

2 一方、世耕大臣が原理研に所属していたという情報は、10年以上にわたってインターネット内外を問わずきわめて広範に流通していたものである。しかも、世耕大臣は、第3準備書面において、自身が「原理研（統一教会）に所属したことはない旨言明した事実はない」と認めている。その理由について、世耕大臣は、同準備書面において、「公職にある者として、その影響力に鑑みて、特定の宗教団体に対する関係や態度を殊更に表明しないこと」が「合理的かつ自然な対応」とであると主張している。しかし、世耕大臣自身がこの団体を「反社会的」と評価して名誉毀損訴訟を提起している以上、その団体に過剰に気を遣う必要はないはずであり、必要あって正しい情報を発することは「殊更に」とも言えない。また、公に反論したくないと言いながら、他方で公開法廷に提訴するなどという対応は矛盾している。

世耕大臣もツイッターを利用しており、当時26万人以上のフォロワー（閲覧者）がいたのであるから、もし本当に自身が原理研に所属していないのであれば、その情報を中野教授（当時フォロワー1.8万人）の10数倍の影響力をもって発信し、噂を根本的に払拭することはきわめて容易であった。にもかかわらず、世耕大臣自身も認めるとおり、これまでツイッターを含む公の場でそのことを世耕大臣は一度も明らかにしたことがないというのである。

また、幾人かの他のツイッター利用者が、世耕大臣に対し、原理研に所属していたことがあるかどうかについて直接質問までしている。にもかかわらず、世耕大臣はこれにも全く返答すらしていない。訴訟上も沈黙することは主張を認めることとして扱われる。

3 インターネット上には中野教授以外の多数の者が実名で世耕大臣が原理研に所属していたという噂を発信しているにもかかわらず、調べた限り、それらの他の情報

発信者に対して世耕大臣は訴訟を提起していない。

また、本件以外については、テレビ朝日「報道ステーション」や蓮舫議員に対しては、世耕大臣が事実と異なることを言及・報道された場合にも、いきなり提訴することはなく、まずは抗議や削除要請、是正勧告をしている。

しかし世耕大臣は、本件投稿ツイートについてのみ、中野教授に対して、訴訟に至る前に削除要請をするなどの平和裏に解決する方法を全く模索しなかった。それはおそらく、事前に削除要請をすれば、中野教授がこれに応じてツイートを削除するだろうと考えたからであって、それをさせずにあえて不意打ち的に本件訴訟を起すために、意図的に事前の交渉をしなかったものと推認できる。

- 4 以上より、世耕大臣が名誉毀損訴訟を提起したことは、名誉毀損行為として対象とする中野教授による言論が現職の国会議員・大臣である世耕大臣に関する言論であって、①中野教授の当該言論（各投稿）が世耕大臣の国会議員としての適格性という公共の利害に関する内容であり、かつ、②世耕大臣の国会議員・大臣としての適格性につき有権者に正しい判断情報を提供しようという公益を図る目的であり、③世耕大臣が原理研に所属していたとの言説は10年以上の長期間にわたってインターネット内外で多数繰り返されてきたにもかかわらず世耕大臣が一度も公的に否定・反論したことがなく、④世耕大臣は中野教授に対し事前の削除請求等の交渉によることなく、世耕大臣自身が所属する自民党が統一教会と協力関係にあることを知りながら、その統一教会を反社会的団体であることを理由とする自己矛盾した内容の訴訟提起を行ったのであるから、憲法21条等により保障された言論の自由を確保すべき裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして、当該訴訟はスラップ訴訟であり、当該訴訟の提起自体が不法行為を構成する。

### 第3 ツイッター上の言論の自由を護るためにスラップ対抗訴訟を提起する

広く市民が参加できるインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）は、いまや現実にはハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバーマスの言う「公共圏（公共空間）」、すなわち政治的言論を市民が自由に交換する場所となっている。そこにおける政治家に関する市民の言論は、あくまでも公的なものであり、これを政治家側が権力や財力を行使して一方的に抑圧してはならないことは、憲法上の表現の自由に照らしても当然である。政治家が自らの政治的な立ち位置の問題について公共空間において堂々反論することをせず、個人対個人の名誉の問題に矮小化しつつ、市民に対して突然に訴訟を提起することは、政治家個人の権利として禁じられているわけではないとはいえ、公共的言論に対する著しい威嚇効果・萎縮効果をもたらす行為で

あり、特に慎重に行うべきことが憲法上も要請されているのである。

そこで中野教授は、ツイッター上での言論の自由を護るために本スラップ対抗訴訟を提起するものである。

以上

「スラップとは、文字通り、平手でびしゃりと叩くという意味がある。訴えられると、反論を用意して、裁判の準備を強いられることになる。黙っていれば、相手の言いなりの判決が出て、身に覚えのない場合でも、相当の金額を負担させられることになる。裁判所に出かける時間もつくらなければならない。時間や金の負担を考えると、ことの是非は別としても、「有力者」を怒らせるような言動は控えようというきぶんになってしまう。

ぼくらは、自由にものを言える社会、政治家の言動に対してもしっかり意見を言える社会、将来のぼくらの生き方についてもまじめに取り組める社会をめざしています。そのためにも、いきなり平手でたたくような訴訟に負けないように、中野昌宏さんの勇気ある行動をしっかり支えるべきだと思います。自由と連帯で、スラップ訴訟を跳ね返しましょう。」

中野昌宏先生を支援する会代表 新倉修（青山学院大学名誉教授・弁護士）

**【ご支援いただける方はカンパのご協力をお願いします】**

ゆうちょ銀行口座への振込

口座名義：中野昌宏先生を応援する会

（ナカノマサヒロセンセイヲオウエンズルカイ）

振込口座：

- ・ゆうちょ銀行から 11310-22869561
- ・その他の銀行から ゆうちょ銀行 一三八（138）店 普通 2286956